

○ハラスメント調査部会細則

(平成27年3月28日制定)

(目的)

第1条 本細則は、ハラスメント防止委員会規程第11条に基づいて、実践女子学園ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）が設置するハラスメント調査部会（以下「調査部会」という。）に関する必要事項を定める。

(設置)

第2条 防止委員会は、被害を申立てた者（以下、「申立人」という。）の被害の程度及び状況が重大である場合は、調査部会を設置する。

(構成)

第3条 調査部会は、防止委員会委員により構成されるものとし、調査部員の選任は、当該申し立て内容に即して、防止委員長がその都度決定する。

2 前項の定めにかかわらず、防止委員会委員長は、必要があると認めた場合は、外部の有識者を調査部員に任命することができる。

3 調査部会の部会長は、原則として防止委員会委員の中から防止委員会委員長が任命する。

(役割)

第4条 調査部会の役割は、次のとおりとする。

(1) 申立人、被申立人及び関係者からの事情聴取

(2) 当該申し立ての事実究明

(3) 調査の経緯と結果の記録

2 部会長は、前項各号の内容をもって調査報告書を作成し、防止委員会委員長に提出するものとする。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、ハラスメント防止委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。